

令和8年度採用 練馬区会計年度任用職員（子ども家庭支援相談員）採用選考募集案内

1 募集人数、職務内容および勤務場所

採用予定数	職務内容	勤務場所
若干名	1 子ども家庭総合相談 (家庭訪問含む) 2 サービス調整 3 その他相談業務に関するこ	子ども家庭支援センター 練馬区豊玉北 5-28-3 豊玉館 もしくは 練馬区役所石神井庁舎 練馬区石神井町 3-30-26

2 応募資格

次の（1）および（2）の要件を満たす方

(1) 次のいずれかに当てはまる方

- ①社会福祉士、保育士、児童指導員、保健師のいずれかの資格を有する方
- ②4年制大学で心理学を専攻し修了した方
(令和8年3月31日までに修了見込みの者も含む)
- ③児童相談業務に関し、相当の知識、経験を有する方

(2) 業務上自転車に乗ることが可能な方

3 任用期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

※上記任期の終了後は、人事評価による客観的な能力検証を踏まえ、再度の任用を行うことがあります。

4 勤務条件

(1) 報酬額 日額 14,662円 (地域手当相当額を含む)

※報酬の支給日は、翌月15日です。

※採用されるまでに給与改定が行われた場合には、その額によります。

※通勤に伴う交通費相当額を支給します。(1か月の上限額 55,000円)

※この他に期末手当および勤勉手当の支給があります。

(2) 勤務日数 週4日勤務

(3) 勤務時間 基本 9:15～17:15 (1日7時間勤務)

ただし必要に応じて、8:30～16:30／10:15～18:15／11:15～19:15

(4) 休憩時間 12:00～13:00

(5) 勤務を要しない日 土曜、日曜、国民の祝日、年末年始およびその他指定日

(6) 時間外労働 原則 無し (家庭訪問や面談等のため、場合により超過勤務あり)

(7) 加入保険 健康保険(有・無)、厚生年金保険(有・無)、雇用保険(有・無)

- (8) 年次有給休暇 所定の年次有給休暇を付与します。
- (9) その他 子ども家庭支援センターは敷地内禁煙
練馬区役所石神井庁舎は敷地内禁煙（特定屋外喫煙場所あり）

5 選考方法・日程等

(1) 第一次選考

選考方法	書類選考（申込書および採用選考調査票の審査により実施）
結果発表	2月上旬頃、合否にかかわらず郵送にて通知します。

(2) 第二次選考（第一次選考合格者を対象に実施）

実施日	令和8年2月9日(月)、10日(火)の午後4時～午後7時の間の予定 ※集合時間・会場等は、第一次選考合格通知と併せてお知らせします。 ※受験が困難な日や時間帯があれば、申込書裏面の欄外に記入してください。
選考方法	面接選考
選考結果発表	2月中下旬頃、合否にかかわらず郵送にて通知します。

6 申込方法

①受験申込書 ②採用選考調査票 ③資格または卒業を証明できる物のコピー※1（修了見込みの場合は、その旨が分かるもの）④相談業務従事証明書※2 に必要事項を記入し、下記申込先へ郵送、持参のいずれかの方法によりご提出ください。

※1 2応募資格（1）（2）該当の方

※2 2応募資格（3）該当の方 「児童相談業務に関し、相当の知識、経験を有する方」で応募する方は、相談業務従事証明書をご提出ください。

【申込期限】 1月30日(金)17時〔必着〕

- 受験日当日に地方公務員法第16条各号のいずれかもしくは民法の規定に該当する方は受験できません。

○地方公務員法

(欠格条項)

第十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

※平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）は選考を受けることができません。

7 その他

ご提出いただく書類に記載されている個人情報は、採用選考関係のみに使用します。また、提出された申込書等は返却しませんので、あらかじめご了承ください。

8 申込先・問合せ先

〒176-0012 練馬区豊玉北 5-28-3

子ども家庭支援センター 管理係 松田・内山

電話：3993-8155